
第 3 章

諸外国の NIC から見る センター機能モデル

第3章

諸外国のNICから見るセンター機能モデル

本調査プロジェクトでは、既設のNICの状況から見えるNICの基本的機能を整理するため、主にリスボン認証条約締約国のNICが提供する業務等についての調査を実施した。本章は、これらのNIC等のウェブサイトによる文献調査および前章「3. 諸外国のNIC等対象調査」で得た内容を基に、見えてきた機能を項目別（情報提供、外国資格の評価、研修等その他の業務、設置・運営の形態、資源の管理）に整理した。欧州においては、1980年代から「学位と学習の認証促進のための学術認証情報センター（NARIC）」の設置が推進され、NICが約50か国で整備されてきている。このような長い歴史を持つ欧州地域等（リスボン認証条約締約国にはオーストラリアなどの域外の国も含まれる）のNICの実情を知ることにより、諸外国におけるNICの基本的な機能について考察する。なお、欧州のNICと類似した活動を展開する、米国で顕著な特徴である民間企業によるサービスについても触れる。

1. リスボン認証条約とNIC

第1章でユネスコ地域条約が定めるNICについて簡単に述べたところであるが、ここでは、リスボン認証条約の条文について確認しておきたい。各国間でそれぞれの高等教育制度や資格制度が異なる状況下でも、高等教育資格等を認証し合い、国を越えて高等教育へのアクセスを容易にしていくために、各国には高等教育資格の認証に関する必要な助言・情報の提供が求められている（表3-1のリスボン認証条約の第8条と第9条に規定）。このために設置されるのがNICである。

条文	項目	内容の特徴
第1条	用語の定義	
第2条	資格認証機関	（資格認証を行う権限を持つ当局は、締約国によって異なる）
第3条	資格審査に関する基本原則	
第4条	高等教育入学志願資格の認証	高等教育進学資格、学習期間、および高等教育資格について各国間を認証しあう、あるいは認証のための資格審査の機会を提供することが締約国に求められている。
第5条	学習期間の認証	
第6条	高等教育資格の認証	
第7条	難民、避難民に対する資格の認証	
第8条	高等教育機関及びプログラムの審査に関する情報提供	自国の各高等教育機関種の説明、高等教育機関一覧、各教育機関が授与できる資格の種類、高等教育プログラムの概要といった情報の提供も求めている。
第9条	認証に関する情報提供	自国および他国の高等教育制度情報の紹介や、資格の認証に関する助言・情報提供を行うナショナル・インフォメーション・センター（NIC）の設置を、各締約国が行うべきことと定めている。
第10条	地域条約委員会	条約全体の具現化のため、リスボン認証条約委員会と欧州情報センターネットワーク（ENICネットワーク: European Network of Information Centres in the European Region）の設立が明記されている。
第11条	最終規定	

表3-1：リスボン認証条約の条文項目

また、リスボン認証条約の第10条の内容を受け、欧州評議会とユネスコは、欧州地域の各国のNICを繋ぐネットワークであるENICを設立し、40以上の国が代表を派遣した。ENICは、欧州委員会が1984年に設置を提唱したNARICと連携し、ENIC-NARICネットワークとして資格の認証に関する情報共有の場となっている。10年以上前から、各国のNICが域内で連携しながら、国境を越えて資格と学習の認証が円滑に進むよう支援し、学生モビリティの推進を図る体制が築かれている。

どのようにして助言・情報の提供を行うかは、各国に委ねられているため、NICの設置・運営形態は多様である。しかしながら、基本的な活動と役割については、2004年にリスボン認証条約委員会が採択した「ENIC-NARICの活動及びサービスに関する共同憲章」(Joint ENIC/NARIC Charter of Activities and Services)⁽¹⁾で明確になっている。この憲章では、NICが果たすべき役割、ENIC-NARICネットワークの役割、各センターの人的資源や設備に関する共通の要求がまとめられている(表3-2)。具体的に調査した結果、欧州のNICにおける助言・情報の提供手法の特徴は、次の2点といえる。1点目は、**自国の情報提供については情報量に大きく差があるものの、ほとんどのNICが何らかの提供を行っている**。2点目は、**外国資格については、一元化した情報等を提供するのではなく、外国の高等教育資格等について個別の認証業務を行うNICが多く、これが主体業務となっている**ことである。そして、学術資格だけでなく、教員資格など専門資格について取り扱っている国も少なくない。

- 資格、教育制度、資格認証の手續きに関する、十分で信頼ある正確な情報の提供。これらの情報提供は、個人の資格保有者、高等教育機関、雇用主、職能団体、公共機関、その他のENIC-NARIC機関及び関心のある関係者に対しての提供を指す。
- ENIC/NARICネットワークが定める観点や方法、基準に基づいた資格評価に関する情報・助言の提供、または資格評価そのものの実施。資格評価の基準は、学習量、レベル、学習成果、コンピテンシーおよび資格プロフィールの内容によって示される。
- 資格認証について市民が有する権利に関する情報の提供
- 自国の高等教育制度、および高等教育進学資格に関する情報の統括
- 他国のNIC、高等教育機関、ネットワークや他の関係機関等との協力
- 職業資格に関する知見を有するNARICをはじめとした、職業資格の関係者との協力
- 高等教育政策および地域、国、欧州レベルでの法整備化への貢献
- ENIC、NARIC双方のネットワークにおいて、欧州高等教育圏の資格枠組の発展のための協力、国レベルの更なる教育制度の発展に対する貢献
- 自国の教育制度に関する出版物、情報等の精査、欧州委員会、欧州評議会、ユネスコ等の国際機関が進める出版、調査、比較調査等の研究活動への参画
- 外国の情報(例：教育制度、当該国で授与される資格や自国資格との同等性、法的規制、正規の教育機関、進学資格に関する情報)の収集と定期的な更新
- 資格認証分野における世界の他地域の国々の関係機関との連携
- 自国の教育制度について定められた形式 [※] での情報作成、管理、定期更新
※ 教育制度の概要、正規の高等教育機関とそこで提供される課程、質保証制度の説明と質保証機関ウェブサイトへのリンク、外国資格の学術的な認証に関する手法の説明が求められている。
- 国の当局に委託されている場合、ディプロマ・サプリメントに自国の教育制度についての詳細情報を盛り込むこと
- ENIC、NARICのネットワーク活動の世界の他地域への推進
- ENIC、NARICのネットワークのメンバーであることについて、諸々の出版物やウェブサイト情報等への掲載(ロゴの適切な使用)
- その他国の規定によるタスク

表3-2:「ENIC-NARICの活動及びサービスに関する共同憲章」が定めるNICが果たすべき役割

なお、リスボン認証条約委員会は、同条約の副次的文書を複数整備してきているが(表3-3)、これらを見るだけでも、高等教育の資格がグローバル化・複雑化しており、ユネスコの地域条約が取り扱う事柄も増大していくことがうかがえる。近年では、国境を越えた教育提供によって得られる資格や共同学位などの認証をはじめ、高等教育の国際化・多様化に伴って生まれた新たな高等教育資格にも広がりを見せている。したがって、こうした資格の認証に関する助言・情報提供を行うNICには、常に最新の情報と専門性を備えた助言・情報の提供が求められることになるだろう。

- 資格の国際的なアクセスに関する勧告(1999年)
Recommendation on International Access Qualifications
- 外国資格の審査のための基準と手続きに関する勧告(2001年)
Recommendation on Criteria and Procedures for the Assessment on Foreign Qualifications
- 国境を越えた教育提供におけるグッド・プラクティス規約(2001年)
Code of Good Practice in the Provision of Transnational Education
- ジョイント・ディグリーの認証に関する勧告(2004年)
Recommendation on the Recognition of Joint Degrees
- 外国資格の認証における資格枠組みの使用勧告(2013年)
Recommendation on the Use of Qualifications Frameworks in the Recognition of Foreign Qualifications

表3-3:リスボン認証条約の副次的文書(ユネスコおよび欧州評議会(リスボン認証条約委員会)により策定)

2. 情報提供

前節のとおり、リスボン認証条約の第9条では、NICは当該国や他の国の高等教育制度と高等教育進学に必要な資格ならびに高等教育資格に関する情報源をまとめ、資格の認証や審査に関して国内法や諸規則に基づいた助言もしくは情報の提供を行う、と明記されている。表3-2「ENIC-NARICの活動及びサービスに関する共同憲章」に示されたNICの業務のうち、情報提供に関する事項は次のものに集約される。

- 資格、教育制度、資格認証の手続きに関する、十分で信頼ある正確な情報の提供
- ENIC/NARICネットワークが定める観点や方法、基準に基づいた資格評価に関する情報・助言の提供、または資格評価そのものの実施
- 資格認証について市民が有する権利に関する情報の提供
- 自国の高等教育制度、および高等教育進学資格に関する情報の統括
- 外国の情報(例:教育制度、当該国で授与される資格や自国資格との同等性、法的規制、正規の教育機関、進学資格に関する情報)の収集と定期的な更新
- 自国の教育制度について定められた形式での情報作成、管理、定期更新

上記のうち、最下段の項目「自国の教育制度について定められた形式」とは次の4点を指している。

- ① 教育制度の概要
- ② 正規の高等教育機関とそこで提供される課程
- ③ 質保証制度の説明と質保証機関ウェブサイトへのリンク
- ④ 外国資格の学術的な認証に関する手法の説明

さらに、④の説明については以下の視点が含まれる。

- (ア) 国レベルの法的認証枠組み
- (イ) 評価手法の詳細
- (ウ) 認証(評価)までの時間等
- (エ) 異議申し立ての権利と可能性
- (オ) 外国資格の認証申請に関する要件
- (カ) 外国資格の証明に関する国からの要件
- (キ) 評価等に関する手数料
- (ク) 翻訳に関して考えうる要件

これらを念頭に、リスボン認証条約の各締約国等に設置されている合計57のNICのウェブサイトから、自国および外国の情報提供の実態を調査した(調査時期:平成26年9月～10月)。その結果は、本書資料編「ENIC-NARICの57のNICにおける情報提供業務実態調査[集計表]」にまとめているが、以下では、自国の情報と外国の情報それぞれの情報提供形態について、4点ずつの類型化を試みた。

2-1. 自国の情報提供

自国の情報提供に関する調査では、用いられている言語や提供する情報の内容(掲載している教育段階、高等教育機関一覧の有無など全15項目)を調べた。その結果、**ウェブサイト上で何らかの自国情報を提供していたのは51のNIC(57機関中)**であった。ドイツ語圏ベルギー、モルドバ、モナコ、ルーマニア、サンマリノ、マケドニアは国内情報の提供が確認できなかった。

提供言語について、英語による提供は36のNIC(51機関中)でみられ、そのうち英語以外が自国語の国による、自国語と英語の両方での提供は25のNICで行われていた[※]。対して、英語以外の自国語のみで情報を提供しているNICも15機関あった。

※ 本調査において英語が自国語の国は、アイルランド、英国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、米国の6か国とし、この25機関には含めていない。

提供されている情報の内容については、はじめに大規模なデータベースを有する数機関の提供内容に関する予備的調査を行った。その中で項目数が最多であった英国・UK NARICが掲載している15の項目を基準として、他のNICでの提供状況を調査した(表3-4)。

その結果、**最も多くの機関で提供していたのは高等教育機関の一覧(37機関)**であった。次いで、職業資格・職業団体の情報(28機関)、国の資格枠組み⁽²⁾などの資格制度に関する説明(27機関)、高等教育で授与される資格の説明(27機関)、各教育機関で授与される資格の一覧(27機関)の4項目が掲載の多い項目であった。高等教育機関や授与される資格に関する独自の一覧の掲載がないNICにおいても、その多くは同様の一覧を掲載している外部サイトを紹介していた。掲載項目数が多い国は、英国(15)、オーストラリア(12)、リトアニア(11)、エストニア、アイルランド、オランダ、ロシア、スペイン(各10)であった。なお、こうした自国情報の閲覧を有料としていたのは、英国のNIC(UK NARIC)のみであった。

項目名	記載内容・例	網羅的記載 (NIC数)	一部記載※ (NIC数)
国の概要	人口、地理的特徴、経済指標	2	0
教育概要	義務教育年数、使用言語	14	1
資格枠組み	NQF概要、当該国資格全般の概要	25	2
就学前教育	制度概要の説明	7	0
初等教育	//	12	1
中等教育	//	14	1
技術・職業教育	//	15	4
高等教育入学資格	高等教育進学できる資格、統一入試制度	17	4
高等教育資格	高等教育修了で与えられる資格	25	2
保育系資格	保育士・幼稚園教諭などに特化した説明	2	0
教員系資格	初等～中等教育教員資格の説明	3	0
成績評価	初等～中等教育+高等教育の成績評価の説明	11	4
高等教育機関一覧	国が認める高等教育機関の一覧	35	2
高等教育資格一覧	各高等教育機関が授与する資格の一覧	26	1
職業資格・団体一覧	国が規制をする資格、職業団体の一覧	26	2

※一部記載となっている場合は、その項目に関する情報が完全でないことを指している。例えば、「教育概要」の記載が中等教育以降のみの場合(ギリシャ)や、「成績評価」の説明が高等教育レベルでの扱いのみである場合(ポーランド、ポルトガルなど)、「高等教育機関一覧」に修士課程を提供する機関のみ記載する場合(ベラルーシ)などがある。

表3-4: 各NICが提供する自国情報の内容

以上の調査結果をもとに、自国情報の提供実態について、情報に対する閲覧者の金銭的負担および使用される言語の観点から、以下の4点(A～D)に類型化した。

(A) 有料での情報提供

自国情報を唯一、有料提供しているのが英国のUK NARICである。UK NARICは、ECCTISという民間企業が経営している。UK NARICは、英国BIS(ビジネス・イノベーション・技能省;旧教育技能省)との委託契約によって1997年に業務を開始した。将来的に独立採算制を図ることで発足し、現在は業務全般において、BISからの支援ではなく、購読料やプロジェクト型支援を受けて運営している。

UK NARICでは、自身の保有する情報をオンラインデータベース⁽³⁾化しており、このデータベースの閲覧を有料としている。これには英国を含む世界各国の教育制度情報が網羅されている。これらの情報は、当該国で授与されている資格に対する理解を深めるための情報として整理、提供されている。データベースは6種類で構成され、特に英国の中等教育・高等教育資格のほか教員資格等や諸制度が欧州の国々と比較できるようになっている(表3-5)。

- International Comparisons (世界199か国・地域)	- European Grade Distributions (欧州24か国)
- Vocational Comparisons (世界52か国・地域)	- European Secondary Qualifications (欧州36か国)
- Teaching Comparisons (世界71か国・地域)	- Childcare Comparisons (世界100か国・地域)

()内の数値は、各データ群での掲載国・地域の数を表す(平成26年9月に各データ群の「Country Selector」から実数カウント)

表3-5:UK-NARICオンラインデータベースの種類

上記6種類のデータベースを閲覧するためには、最低でも年間1,200ポンド(約20.4万円[※])の購読料が必要となる。この料金には、データベースへのアクセスに加え、UK NARIC作成の報告書講読、証明書の真贋性審査などのサービスがパッケージとして盛り込まれており、各サービスの有無や利用可能回数に応じて最大4,500ポンド(約76.5万円)までの年間購読料が設定されている。

※税抜額。1ポンド=170円換算。

このように、自国の情報を含めて広範な地域の多面的な情報を網羅しているデータベースを有料化する英国のモデルは、民間企業による独立採算運営モデルへの発展を推奨する国の背景によるものである。自国の情報を有料化しているNICは英国以外に見当たらないことから、組織の性格・運営形態によっては、自国の情報の閲覧に経済的な見返りを求めることに抵抗を感じるケースもあるだろう。

(B) 無料で、自国語と英語による情報提供

リスボン認証条約の締約国等の多くは、日本と同様に英語以外の言語を自国語として用いている。そのため、どの言語を使って情報を提供するかという観点は非常に重要である。自国情報の提供が確認された51のNICのうち、**約半数の25機関では、英語と英語以外の自国語により提供していた。**

その一つ、オランダのDutch ENIC/NARICは、EP-Nufficという高等教育の国際化を推進する機関の内部組織であり、「Country Module」と呼ばれる自国および外国の教育制度情報を国別のPDF形式で提供している⁽⁴⁾。Country Moduleの特徴の一つは、当該国において授与される主要な教育資格と、比較可能なオランダの資格に関する解説が掲載されている点である。標準的な掲載項目は表3-6のとおりである。項目番号1~17の情報は簡潔にまとめられ、例えば各教育段階の紹介は最大でA4版2ページの分量となっている。その一方で、資料の大半は各種の資格証明書・成績証明書のサンプル集に割かれているのも特徴である。

1. Education system	10. Bologna Process
2. Evaluation chart	11. Qualifications framework
3. Introduction	12. Quality assurance and accreditation
4. Primary and secondary education	13. International treaties
5. Admission to higher education	14. Addresses
6. Higher education	15. Diploma supplement
7. University education	16. Composition of file
8. Higher professional education	17. List of higher education institutions
9. Assessment systems	18. 各種資格証明書等のサンプル集

表3-6:Country Moduleの標準的な情報項目(大項目)

Dutch ENIC NARIC (EP-Nuffic) 以外の機関では、リトアニア(表3-4に掲げる15項目中11項目)やエストニア、ロシア、スペイン(各10項目)のNICにおいて、本国語と英語の両方で広範な情報を提供している。一方、高等教育機関一覧の掲載のみ(1項目)のモンテネグロや、規制されている職業資格一覧と各種資格枠組みの名称の紹介のみ(2項目)が挙げられているフランスなど、項目数が少ない例、また、スロベニアでは高等教育機関一覧はスロベニア語のみだが、国内で提供される資格の一覧は英語で提供されているといった言語間で情報量が均一でない例など、必ずしもそれぞれの情報に多言語化が行き届いているわけではないことがうかがえる。また、スペイン・Spanish NARICのウェブサイトはスペイン語のほか80言語の表示が可能だが、これらはすべてウェブサイト翻訳機能による多言語表示が利用されている例もあった⁽⁵⁾。このように、英語と本国語によって情報提供を行うNICでは、情報量・項目の差異はあるものの、本国と外国の資格の比較可能性を評価する際に有用な情報の提供に配慮していることがうかがえた。

(C) 無料で、本国語(英語以外)のみでの情報提供

英語以外の**本国語のみで情報提供を行っていたのは15のNIC**であった。その中には、リヒテンシュタインやマルタといった小国や、ドイツのように自言語の影響力が強い国が含まれていた。このように、本国情報の需要が高くない、あるいは周辺地域と使用言語を共にしている場合は、英語によらない情報提供も一考の余地がありそうである。しかし、日本の情報に対する外国からの需要が一定程度存在するのであれば、日本語のみでの情報提供を積極的に採用することは考えにくいだろう。

(D) 無料で、本国語ではない英語のみでの情報提供

本国語が英語でないにもかかわらず、**提供情報の言語が英語のみであるNICが5機関**(アルメニア、ポーランド、スロバキア、スウェーデン、トルコ)あった。こうした方針は、留学生や就労者の積極的な受入れや送り出しを行いたい場合に有効であると思われる。NICに国際的な流動性の促進を期待するのであれば、英語のみの提供という手法もあり得るだろう。

2-2. 外国の情報提供

外国の情報提供については、**57のNIC中16機関で、外国に関する何らかの情報を掲載**していた。そのほとんどでは、本国と外国の両方の情報を提供していたが、ルーマニアのみ本国情報の提供が確認できなかった。使用言語では、表3-7のようなパターンが見られた。

提供言語のパターン	該当国数	該当国の例
英語以外の本国語のみでの提供	8	ドイツ、ノルウェー
英語のみでの提供(本国語が英語)	4	オーストラリア、カナダ、英国
本国語と英語の両方での提供	4	デンマーク、イタリア、オランダ

表3-7: 外国の情報提供を行うNICにおける提供言語のパターン

イタリアのNICであるCIMEAは、本国語と英語の両方での提供パターンではあるが、コンテンツによってはイタリア語または英語で掲載しているという例である⁽⁶⁾。本国語が英語ではない国が英語のみで提供している例は見当たらなかった。

提供している国の数は、最少で2か国(カナダ、マルタ)、最大で238か国・地域(ギリシャ)であった。各国の教育制度の説明があったNICは、オーストラリア、カナダ、ドイツ、オランダ、ノルウェー、英国の6機関、本国と外国の資格や成績評価の比較ができる情報が8機関で見られた。以上の**情報の閲覧が有料だったのはオーストラリアと英国**であった。

以上の調査結果をもとに、外国情報の提供実態を以下の4点(A～D)に類型化した。これらの4類型は、外国の資格の円滑な認証のために、外国の情報をそもそも提供するかどうか、情報に対する閲覧料の徴収、掲載する情報の範囲の観点から整理した。

(A) 外国の資格関連の網羅的情報を提供しない

外国情報の提供がウェブサイトから**確認できなかった国は、57のNIC中41機関(約72%)**であった。ただし、**41機関中31のNICでは、外国の資格の認証業務を行っていることが確認された**(ただし、ベラルーシはウクライナの一部地域のみ対象、フランス語圏ベルギーは職業資格のみ対象など、申請対象に制限がある場合あり)。

外国の情報を提供せず、資格認証業務も行わないNICは、リヒテンシュタインやサンマリノなどの小規模な国家だけでなく、ロシアや米国のセンターも同様であった。ロシアの場合は、外国資格の認証業務はNICとは別組織(Rosobrnadzor)が担当してい

るため、国の制度としては資格認証は一元化されている(ただし一部の大学では自身での判断が認められている)。米国では、外国資格の評価に民間企業のサービスが関わっており、こうした企業の中には蓄積された資格評価のノウハウを生かして、外国の情報を提供している例も見られる。このように、**外国資格関連の情報を提供しない背景として、(1) NICに個別の資格評価機能が備わっている、(2) NIC以外の別組織や民間企業によるサービスが整っている、といった場合に整理することができよう。**

(B) 有料で外国の情報を提供

前述したように、外国の情報の閲覧が有料となっているのは、オーストラリアのQRPと英国のUK NARICの2例であった。QRPでは「Country Education Profile: CEP」と呼ばれるオンラインデータベースに、世界126か国についての情報を網羅している⁽⁷⁾。外国とオーストラリアの資格を比較する際の参照となるガイドライン(Assessment Guidelines)を整え、オーストラリア国内の資格認証団体に対して円滑な認証業務を支援しているのが特徴的である。また、教育情報には、各国の教育段階別資格、高等教育・技術職業教育・教員養成教育・私学教育それぞれの概要と取得可能資格が掲載されているなど、網羅的な内容となっている(表3-8)。なお、同様の形式でオーストラリアの制度も紹介されているが、これは無料での閲覧が可能である。

1. Assessment guidelines	3. Glossary	5. Sources
2. Education system	4. List of institutions	

表3-8: オーストラリアQRPが提供するCEPの情報項目(大項目)

(C) 無料で、外国の教育制度の概要を提供

各国の教育制度概要が掲載されていた6つのNICのうち、オーストラリアと英国を除く4機関(カナダ、ドイツ、オランダ、ノルウェー)は無料での閲覧が可能であった。**掲載内容は、教育制度体系(学校系統図)、修業年限、関連省庁・団体の紹介、各教育段階における成績評価方法などが挙げられる。**オランダでは、前述したDutch ENIC/NARIC (EP-Nuffic)により世界74か国分の教育制度概要「Country Module」が整備されている。カナダでは、NICであり各州の教育担当省で構成されるカナダ教育閣僚協議会(CMEC)の一部門であるCICIC(Canadian Information Centre for International Credentials)が、「Country Education Profile」という名称でフランスとインドの情報を掲載していた⁽⁸⁾。また、NIC以外の組織として、カナダ・アルバータ州で資格認証活動を行うIQAS(International Qualifications Assessment Service)という州政府下の組織では、同州への移住者が多い12の出身国の情報を詳細に掲載している⁽⁹⁾。外国の情報提供には、提供資料の作成・更新のための負担を考慮する必要があるが、IQASのように**需要が多い国に限定した情報提供は、負担を抑制し、効果的な提供が期待できる方法であろう。**

(D) 無料で、特定のテーマに関する外国の情報を提供

外国の教育制度概要の情報は提供せず、ある特定のテーマに絞って諸外国の状況を掲載している例も見られる。イタリアのCIMEAでは、(1) 各国の高等学校成績評価、大学入学資格、大学の成績評価に特化した説明表107か国分(英語)と、(2) 各国高等教育の3サイクルの説明50か国分(イタリア語)を提供している。アイルランドのQQIでは、世界の628資格をプロファイリングしており、それぞれの資格と同等のアイルランドの資格が示されている⁽¹⁰⁾。このように、外国資格の同索性審査に必要な情報のみに特化するのも1つの手段として考えられよう。

外国情報の提供にあたっては、**情報収集力の高い人員の確保や絶えず変化する情報を更新するための業務負担を考慮すべく、利用者のニーズが高い国を絞ることが重要であろう。**オーストラリア・QRPへの訪問調査(第2章3-3)では、(1) 外国人留学生数、(2) オーストラリアに移住する労働者の国別数、(3) 資格評価の申請件数の3点の毎年の推移を勘案して、需要の高い国を見定め、新たな国別プロファイルの作成に取り組んでいた。情報提供対象国の絞り込み方の好例といえよう。

提供情報の深さについて、英国・UK NARIC、オーストラリア・QRP、オランダ・Dutch ENIC/NARIC (EP-Nuffic)のように網羅的に提供する例がある一方、NICのウェブサイトに詳細な情報は掲載しないものの、教育制度に関する概略とリンク集をまとめた国別ウェブページ(対象国:50か国)を提供している例(ノルウェー・NOKUT)もあった。既存のリソースを有効利用と業務負担の両方の観点から、考え得る方法のひとつであろう。

2-3. NIC間のネットワークによる情報提供

これまで個別のNICにおける自国および外国の情報提供について述べたが、NICの国際的なネットワークによる情報提供の事例にも触れたい。

欧州には、同地域のNICを束ねるネットワークとして、ENIC-NARICネットワークがある。リスボン認証条約委員会が2004年に採択した「ENIC-NARICの活動及びサービスに関する共同憲章」では、個々のNICに加えて、ENIC-NARICネットワークが果たすべき役割と責任が明記されている(表3-9)。

- 資格の評価および国の資格制度についての情報交換
- 資格認証を巡る紛争の友好的解決のための場の提供
- 教育制度、資格認証の手続きに関する更新された情報の提供・普及
- ネットワークのパートナーにおけるシステム、資格、資格認証基準、業務運営方法等に関する知識向上
- 優良事例の特定・普及、資格認証方法の開発等をリスボン認証条約の基準と手続きに沿って行うこと
- 適切なデータベースや情報資料の開発による様々な情報ツールの改善
- ENIC、NARICの各団体に対する、高等教育機関、公的機関、質保証機関、雇用主、職能団体、資格保有者等への情報提供に関するガイドラインの提供
- 資格認証に関する情報の選択、提供、質の保証など、共通的な情報戦略の開発と実施
- 個々のNICに対する能力開発支援等を通じた2つのネットワークの更なる連携強化
- 質保証機関や質保証機関ネットワークとの協力推進(特に欧州高等教育質保証機関協会(ENQA))
- 資格認証、質保証、アクレディテーション、教育訓練、雇用の各分野のパートナーやネットワークとの連携確保
- 欧州地域の資格認証推進に関する政策議論のための場の提供
- 欧州高等教育圏の文脈における生涯学習に関する資格認証の向上

表3-9:「ENIC-NARICの活動及びサービスに関する共同憲章」が定めるENIC-NARICネットワークが果たすべき役割

ENIC-NARICネットワークが提供するウェブサイト「enic-naric.net」では、リスボン認証条約の条文や関連するユネスコ勧告などを紹介するネットワーク関連情報と、各国の情報が掲載されている。2014年に同ウェブサイトはリニューアルされ、リスボン認証条約の締約国だけでなく、日本を含めた世界各国の基本情報が掲載されるようになった。ただし、リスボン条約の締約国とそれ以外の国では掲載内容が異なる。前者では、NIC、教育関連団体(教育省など)、教育制度情報、大学教育情報、質保証制度情報、非学位高等教育情報、認可された高等教育機関、資格認証の方針と手順、資格枠組み、ディプロマ・サプリメントといった項目が立てられ、情報が掲載されている外部のリンク先が整理されている。後者では、各国の高等教育関連機関が簡単に紹介されている程度に留まっている(図3-1)。

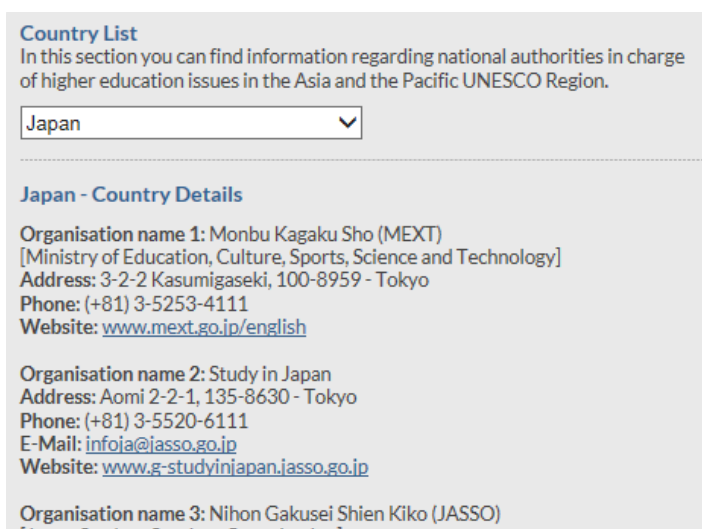


図3-1: ENIC/NARICネットワークウェブサイトの掲載情報例

(左) リスボン認証条約の締約国—オランダの例 (右) それ以外の国—日本の例

各国の教育情報をまとめたウェブサイトの運営は、ASEM(アジア欧州会合)においても確認することができる。ANICCW(Asian National Information Centres Coordinating Website)というウェブサイトが立ち上げられており⁽¹¹⁾、ASEM域内での資格評価に関する共同研究や連携を促すための情報の共有、アジア地域のモビリティ促進、アジアのASEM構成国におけるNICの設置推進が目的となっている。

ANICCWには、アジアを中心とした9か国(オーストラリア、ブルネイ、中国、インドネシア、日本、カザフスタン、マレーシア、ニュージーランド、ロシア)と欧州9か国(キプロス、オーストリア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ラトビア、オランダ、英国)の教育関連情報が掲載されている。掲載内容は大きく5つに分かれ、国の概要、教育制度情報、資格認証に関する情報、質の保証、ビザや奨学金などの諸情報となっている。これらはリンク集の形態をとっており、それぞれ関連する機関(例えば教育担当省)のウェブサイトと繋がっている。一般的な教育情報だけでなく、認可されている高等教育機関、外国資格評価団体も紹介されている。

3. 外国資格の評価

近年、学生や労働者の移動とともに、移動する人材が保有する学術的・専門的な資格の国際的な流動化が進展していることは、これまで述べてきたところである。だからこそ、人材を受け入れる国においては、高等教育資格を含めた外国での学習履歴やそれを証明する書類等について、適切に評価・認証を行うことが国際条約で求められている。従って、国境を越えた高等教育および労働市場へのアクセスを容易にするため、国によって権限が与えられた機関において、**資格の審査、認証手続き、基準について、透明性、一貫性、信頼性、公平性等を確保することが重要**となってくる。

外国で発行された、学業・卒業証書、または資格そのものについての評価・認証は、一般的に「Foreign credential evaluation/recognition (FCE/FCR)」と呼ばれ、**その所有者を受け入れようとする国において、当該国の教育制度や資格制度でどの段階に対応するか、どの資格と比較が可能であるか、証明書が真正なものであるかなどが評価の着眼点**となっている。一方、評価・認証の利用者側の立場から見ると、学術的資格の評価による受入国での進学をはじめ、専門的資格の評価による同種の職業への従事、あるいは移住など、人材を受け入れようとする国の事情によって、資格の評価は多様な局面で必要とされている。また、**評価・認証の実施権限を持つ機関も、個別の高等教育機関や第三者の資格評価機関であるなど、国の事情や特徴によって異なっている。**

3-1. 事例調査の対象

リスボン認証条約の締約国等に設置されている57のNICのウェブサイト調査では、**44(約77%)のNICにおいて、外国資格評価の実施が確認**された⁽¹²⁾。そのうち31のNICでは、外国の教育情報を提供せずに、資格評価業務を実施していた。また、資格評価がNICで実施されていない国でも、NICとは別の団体が資格評価を扱っている例も確認できた。

外国資格の評価業務に関する事例調査は、その業務の実態と特徴を把握するために実施した。特に、資格評価業務の体制や事情が多様なものとなるよう、**調査対象として6か国(オランダ、フランス、英国、米国、オーストラリア、中国)を選んだ**。オランダと英国は、資格評価の実施主体がNICに指定され、外国情報を網羅的に提供している例である。フランスは、NICに指定された組織が資格評価を実施しているが、網羅的な外国情報の提供は行っていない例である。また、フランスでは専門職等の国家資格に関する資格評価業務も行っている。**米国**は、資格評価業務をNICに指定された組織(国)が担わず、別の団体が実施している例である。**オーストラリア**では、国(省庁)がNICを担い、外国情報の提供と資格評価の両方の業務を実施しているが、資格評価は主業務と位置づけておらず、別の資格評価団体を支援するという事例である。最後に、リスボン認証条約の締約国等以外の事例として、**中国**における資格評価についても調査した。表3-10に、外国資格評価の実施主体の名称、設立形態、当該国で指定されているNICの情報を列挙した。さらに、国際的な学生移動の規模を把握するための参考情報として、各国の高等教育機関の在学学生数と外国人留学生数を付記した。

	オランダ	フランス	英国
外国資格評価実施主体	Dutch ENIC/NARIC ⁽¹³⁾ (International Recognition Department, EP-Nuffic)	ENIC-NARIC France ⁽¹⁴⁾ CIEP (Centre International D'études Pédagogiques) の一部門	UK NARIC ⁽¹⁵⁾ (National Recognition Information Centre)
設立形態	独立の非営利団体	公的機関(行政的公施設法人)	有限責任会社(教育担当省からの業務委託)
NIC	Dutch ENIC/NARIC (EP-Nuffic)	ENIC-NARIC France	UK NARIC
高等教育機関の 在学生数 ⁽¹⁶⁾	700,226人 (2014/15年)	2,430,100人 (2013/14年)	2,266,075人 (2014/15年)
外国人留学生数 ⁽¹⁶⁾	89,388人 (2014/15年)	295,100人 (2013/14年)	436,880人 (2014/15年)
	米国	オーストラリア	中国
外国資格評価実施主体	200機関以上の民間の専門評価団体(例: World Education Services: WES) ⁽¹⁷⁾	高等教育機関、各州・準州の資格評価部門、職能団体、QRP	CSCSE (中国教育部留学サービスセンター)
設立形態	民間団体	上記のとおり	政府機関(教育部の直属事業単位)
NIC	USNEI ⁽¹⁸⁾ (米国連邦教育省による情報ポータル「United States Network for Education Information」)	QRP ⁽¹⁹⁾ (オーストラリア教育訓練省内の一部門であるQualifications Recognition Policy)	CSCSEに加えて2団体がNICに指定(CDGDC:中国教育部学位・大学院教育発展センター、CHESICC:全国高等学校学生情報諮問職業指導センター)
高等教育機関の 在学生数 ⁽¹⁶⁾	20,669,702人 (2013年)	1,373,230人 (2014年)	32,738,824人 (2013年)
外国人留学生数 ⁽¹⁶⁾	974,926人 (2014/15年)	347,560人 (2014年)	377,054人 (2014年)

(参考) 日本: 高等教育機関在学生数: 3,638,685人 外国人留学生数: 208,379人 (いずれの数値も平成27年5月1日現在)

表3-10: 資格評価業務の事例調査対象6か国の概況

3-2. 資格評価業務の基本

はじめに、基本的な事項として、外国で取得された資格の評価業務とはどのようなものか整理する。

英国のUK NARICでは、外国の資格(学術資格に限らず職業資格・専門資格も含む)について、英国における比較可能なレベルを検討し、最終的に「Statement of Comparability」(比較説明書)と呼ばれる公式文書を発行する業務を指す。資格評価の文脈ではしばしば「comparable/comparability」という言葉が出現し、日本語に直訳すれば「比較可能な/比較可能性」となる。UK NARICでは、申請のあった外国の資格と同等のレベルにある英国の資格について説明する際に、「比較可能」(comparable)との表現が用いられる。換言すれば、比較可能性が認められた資格は、申請者が希望する活動(進学、就職等)へのアクセスに必要な英国資格と同等の資格を有していると評価されたものと解されよう。

同様に、オランダのEP-Nuffic、フランスのENIC-NARIC France、オーストラリアのQRP、米国のWES、中国のCSCSEにおいても、発行される公式文書の名称は異なるが、基本的には外国で取得された資格について、比較可能な自国の資格について明記した評価書または説明書が発行される。

6か国の中で、成績評価の比較を業務として取り扱っている例は、米国でのみ確認された。これは、資格評価を取り扱う民間企業であるWESが、授業科目ごとに外国で取得した成績に対応する米国の成績を記した文書を発行するサービス(Course-by-course analysisと呼ばれている)を行っているものである。成績評価の比較は、学習履歴を評価して資格認証を行う上では重要な要素と考えられている。資格の授与に至ったプログラム構成・内容を確認し、それらの学習水準の取り扱いを見ることは、資格の比較につながるためである。後述の「3-5. 評価の観点」で触れるが、英国UK NARICの評価の観点には成績評価が含まれている。また、イタリアのCIMEAでは、資格評価者向けに世界の成績評価制度のデータベース(Database of Grading Scale Systems)⁽²⁰⁾が公開されている。

特筆したい点として、国から権限を委譲され、資格評価団体が発行する資格評価書（説明書）等が法的意味合いを持つ場合とそうでない場合がある。前者のケースとして、諸外国NIC対象のアンケート調査（第2章3-2）では、回答24件のうち11件（ノルウェー、デンマーク、クロアチア、ブルガリア等）のNICが法的意味合いをもつ資格評価を実施している。NIC以外の団体が国の制度として一元的に資格評価を行っているロシアなどもこれに該当する。また、後者の場合には、資格評価団体が資格保有者の入学や就職の決定を下すものではないこと、当該団体が評価した内容は、進学先や就職先での資格の認証を保証するものではないことが、当該団体のウェブサイト等で明記されている。このことから、法的意味合いを持たない資格評価は、高等教育機関や企業、省庁等において、外国資格を有する者の受入れや採用の是非を適切に決定するために参照・活用される性格であると整理することができる。

3-3. 資格評価の目的と実施体制

外国資格の評価を利用する目的を探ると、資格評価団体によって進学を目的とした資格評価にとどまらず、就職や移住を目的とした評価申請を受け付けている事例がみられた。

オーストラリアを例に挙げると、同国における資格評価の端緒は、移民政策によるところが大きい。1960年代から、オーストラリアに渡ってくる外国人のスキルを認証するシステムが稼動していた。1990年代に入ると、教育関連の資格評価の機会が増加し、評価活動をおこなう団体が設立された。こうした資格評価活動の成り立ちから、オーストラリアでは、移住・雇用・進学のそれぞれの目的別に、資格評価の役割を担う団体が存在している。例えば、進学に関しては、進学希望先の高等教育機関が資格評価を行う。雇用に関しては、特定の職種にあっては関連の職能団体が、それ以外の一般的な就職に際して資格の評価が必要な場合は、各州・準州に設置された資格評価部門が、それぞれ対応にあたる。オーストラリア政府の教育訓練省内部に設置された、資格評価活動を担う部門のQRPも資格評価を行うことがあるが、基本的にQRPは、国内の資格評価団体の支援を図る立場をとっている。

資格評価の目的の幅広さに着目すると、英国でもオーストラリアと同様の事情をみることができる。UK NARICが発行した比較説明書は、大学をはじめ、企業や政府機関等で、志願者の受入れや雇用の最終判断の材料として用いられている。また、英国内務省（Home Office）では、18歳以上の者が英国の市民権または永住権を取得しようとする場合、英語力の証明が必要となっている⁽²¹⁾。英語による教育・研究課程で授与された学位の提出が証明手段の一つに指定されているが、これには、UK NARICから比較説明書の発行を受けることが必須となっている。UK NARICの資格評価の幅広い目的を示す一例である。

資格の種類によって、実施主体を区別している例はオランダでみられる。高等教育・一般中等教育資格はEP-Nufficが、職業中等教育資格についてはSBB（Foundation for Cooperation on Vocational Education, Training and the Labour Market。NICの指定は受けていない）という別の団体が担当している。しかしながら、両機関は、外国資格評価に関する共通のウェブサイト（Internationale diplomawaardering: IDW）を立ち上げ、資格申請者向けに申請手順等の情報を一元的に提供している⁽²²⁾。

連邦国家の米国では、連邦教育省の一部門であるUSNEIが、米国の高等教育情報を提供するNICに指定されている。連邦として資格評価を行う組織はなく、全米で200を超える民間の資格評価団体が存在している。これらの民間評価団体については、本章「7. 民間企業によるサービス：米国」で詳述する。

東京条約の批准国である中国では、外国資格の評価を実施するCSCSEの他に、CDGDC、CHESICCの計3団体が中国のNICに指定され、国务院学位委員会および教育部が監督するという体制が築かれている。CDGDCは中国国内で取得された高等教育資格（学位証書⁽²³⁾）等の評価、CHESICCは中国国内で取得された高等教育機関や中等教育機関の卒業証書等の評価を実施しており、これらの2団体は中国国内で学んだ学生を外国へ送り出す際のサービスを提供している。中国のNICは、インバウンド・アウトバウンド両方向の資格評価のために、3団体による相補的な実施体制が敷かれている点が特徴的である。

NICが欧州にもたらしたインパクトを調査したCHARONAプロジェクト報告書「The Changing Role of NARICs」では、**NICは元々、高等教育へのアクセスに必要な資格の評価を行うことを意図して設立されたが、取り扱うレベルや関係する利害関係者が広範化していることが指摘されている**⁽²⁴⁾。以上の事例からも、資格評価の利用目的は、学習者に限らない人材の流動性や政策的な背景など、各国の多様な事情を反映して広範囲に渡っているといえよう。そうした事情に対応した資格評価の実施体制やNICの指定の考え方についても、各国の事情によって様々に整備しうることが確認できる。

3-4. 申請単位

調査対象6か国の資格評価団体では、個人単位の申請が目立つが、なかには企業向けの大口申請用のサービスや、個人を経由せずに機関からの申請を受け付ける例もみられる。

オランダのEP-Nufficでは、進学に際して資格評価が必要となる場合、進学希望先の機関から申請する仕組みとなっている（ただし、私立の教育機関は除く）。公的機関からの申請に関して、資格評価にかかる費用は国が負担している。資格評価が必要な該当者には、進学希望先に出願し、必要に応じて当該機関が資格評価の申請を行うとのガイダンスが示されている。

英国のUK NARICは、個人申請のほか、Assessment Bundleと呼ばれる資格評価申請サービスを整えている。10件単位で評価手数料が設定されており、通常の1件単位の手数料よりも割安となっている。

3-5. 評価の観点

次に、申請のあった外国資格について、どういった観点で自国の資格との比較可能性を確認しているか、そして、最終的に発行される公式文書にどういった項目が記載されるかという2点に着目し、いくつかの事例を挙げて、共通点や特徴を整理する。

フランスのENIC-NARIC Franceが定める評価の観点は、2項目の申請資格要件 (Eligibility Criteria) と比較可能性を分析するための8項目の評価観点 (Assessment Components) からなる。

＜申請資格要件＞

1. 資格の授与国の教育制度に基づく資格かどうか
2. 資格の授与国における資格を授与した機関の公的位置づけ

＜評価観点＞

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| 3. 資格授与国とフランス間の資格認証協定の締結有無 | 7. 進学希望先の入学要件 |
| 4. 国または国際的な資格枠組みにおける当該資格の位置づけ | 8. 取得された学習成果 |
| 5. 学習期間 | 9. 学術的/専門的成果 |
| 6. 修得された単位数/ECTS単位数 | 10. 独立した第三者評価の有無 |

評価作業を経て作成される比較証明書 (Attestation de Comparabilite) には、次の項目が記載される。

- | | |
|------------|------------------------|
| - 申請者氏名・住所 | - 資格授与機関 (所在国、修業年数) |
| - 証明書発行年月日 | - 当該資格の概説 |
| - 資格名称 | - 評価所見: どのフランス資格と比較可能か |
| - 資格の授与年月日 | |

英国のUK NARICは、世界199か国・地域の教育制度情報を網羅したオンラインデータベースを構築し、教育機関をはじめとして、企業や職能団体等の組織向けサービスとして外国の情報を提供している。データベースの掲載項目には、当該国で授与される資格と比較可能な英国資格が明記されていることから、外国資格と英国資格の比較や、資格の真正性の確認時にデータベースが活用されることが意図されている。データベースを通じて蓄積された情報は、UK NARIC自身が個人向けに行う資格評価にも活用されていることが想像できる。同様に、諸外国の教育情報の提供業務で蓄積した情報を資格評価に活用する取組みは、オランダのEP-Nufficが提供する世界各国の教育情報資料「Country Module」にも見ることができる。

UK NARICの外国資格評価における評価観点 (Evaluation criteria) として、以下の7項目がウェブサイトに掲載されている。

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 英国における入学要件 | 4. プログラムの構成 |
| 2. 資格を授与した機関の公的位置づけ (高等教育機関の場合は、当該国で公式に認可されていること) | 5. プログラムの内容 |
| 3. 資格を授与したプログラムの学習期間 | 6. 学習および成績評価の形態 |
| | 7. 成績評価の目的 |



図3-2：UK NARICが発行する比較説明書(サンプル)

以上の観点を申請書類の中から確認し、比較説明書(図3-2)に次のこと
がらが記載される。比較可能な英国の資格の説明文には、「Is considered
comparable to British XX degree standard」という表現が用いられて
いる。

- 申請者氏名・住所
- 説明書発行年月日
- 資格が授与された国
- 資格名称
- 資格授与機関
- 修了年
- 評価所見：どの英国資格水準と比較可能か
- 補足情報

オーストラリアの教育訓練省QRPは、国内の資格評価を実施する団体への支援の一環として、外国資格をどのように評価する
かという指針を策定している。この指針は「評価ガイドライン」(Assessment Guidelines)と呼ばれ、教育情報を国ごとにまとめた
「Country Education Profiles」に掲載されている。

評価ガイドラインでは、外国の資格名称と、各資格と比較可能なオーストラリア資格枠組(Australian Qualifications
Framework: AQF)上の資格名称が併記されており、資格の比較可能性を確認する際の参照情報として用いられている。例え
ば、日本の学士号の欄は、次のような記載となっている。

(日本の資格)	(AQF資格)
Bachelor Degree(Gakushigo or 学士号)	Bachelor Degree

中国のCSCSEでは、資格評価で確認するポイントは次のとおりとなっている。

1. 資格授与機関は法的に正当に設置されている機関か	5. 中国の資格との同等性
2. 資格を授与する権限をもった機関か	6. 資格を授与した課程・プログラムにおける入学要件・在学期間等 の学位取得要件(当該資格によりどのような進学が可能か)
3. 教育機関(課程)の質保証の状況	
4. 真正性	

評価作業を経て作成される文書は「国外学歴学位認証書」と呼ばれる。英語による書類も発行されるが、原本は中国語の書類
という取り扱いとなっている。

(基本情報)	(審査した外国資格に関する情報の裏付け)
- 申請者氏名	- 授与機関がどこによって認証されている機関か
- 性別	- 授与機関がどここのアクレディテーションを受けているか
- 国籍	- 授与機関が上述の専攻課程を設置する権限があるか
- 生年月日と出生地	- 申請者が保有している資格は相応の学歴に相違ないこと
- 資格授与機関名・専攻名・資格名と授与年月	

以上の事例を勘案すると、資格評価の典型的な観点として、資格授与機関に関する情報や、資格を修得したプログラムに関する情報が挙げられる。資格授与機関に関する情報としては、公的な設置認可の状況や資格そのものの公的な位置付け、さらには、第三者評価等の質保証(適格認定)の状況の確認情報が重要となっている。プログラムに関しては、学習期間といった外形的な要素とともに、申請者が修得した単位数や学習成果を、自国資格との比較の材料に用いられていることがわかる。また、資格の相互認証に関する二国間協定が所在するかどうかを観点とする事例もあった。



EQF (European Qualifications Framework for Lifelong Learning) レベル 6~8 が学士、修士、博士相当。それぞれの国の NQF (National Qualifications Framework) のレベルとの相関性が測れる仕組み。

図3-3: 資格枠組みの仕組み

申請者が資格を取得した課程の入学要件や学位取得要件は、資格の比較のための共通的な観点であるといえる。調査対象の6か国中、米国と中国以外の国では全国的な資格枠組み (Qualifications framework) が整備されており、欧州レベルの資格枠組みと参照しながら、国を越えた資格比較が容易に行われている。すなわち、上述のフランス ENIC-NARIC France、英国 UK NARIC、オランダ EP-Nuffic、オーストラリア QRP における資格評価業務の過程では、資格枠組みによる比較を行うことが原則になっている。

一方、国レベルでの資格枠組みが未整備であり、二国間協定が締結されていない国で授与された資格を分析する際には、資格を取得した課程の入学要件や当該資格をもってどのような進学が可能かという点が考慮されている点が特徴的である。

最終的に発行される比較説明書の記載項目に視点を移すと、各国の記載項目の量に幅がみられる。フランスの ENIC-NARIC France、英国の UK NARIC では、申請者の基本情報と比較可能な自国資格に関する所見のみの簡潔な書面となっている。中国の CSCSE は、基本情報と評価所見に加えて、資格授与機関に認可・適格認定を与えた当局の情報等、評価所見を裏付ける情報も記載されている。

評価の裏付け情報を比較説明書に記載している事例は、オランダの EP-Nuffic でも見られる。同機関が発行する「外国資格評価書」(Foreign credential evaluation for admission to higher education) には、申請者の基本情報、学歴情報に加え、資格授与国での当該資格の位置づけ、申請書類の真正性、プログラムの認可 (Recognition) 状況、学習成果といった裏付け情報が「コメント」の扱いで記載され、これらをもって最終的な比較可能性についての結論を述べている。

以上のように、比較説明書に記載する項目は、**申請者の基本情報と評価の所見を基本とし、評価の内容を裏付ける情報の記載項目は、多様に考え得るととらえることができる。**

3-6. 評価手数料

諸外国 NIC 対象アンケート調査 (第2章3-2) では、回答のあった21団体の評価手数料の平均額は80.6ユーロ (約11,284円) であった。ただし、手数料を徴収していないとの回答が10団体あり、最大値は470.6ユーロ (約65,884円) であったことから、**手数料の金額幅は広いことがうかがえる。**

調査対象の6か国の資格評価団体では、いずれも申請者に評価手数料を課している。各団体の代表的な申請カテゴリにおける手数料と所要期間を表3-11にまとめた。なお、オランダの EP-Nuffic では、公的資金を受給している高等教育機関からの機関申請に対しては、手数料が課されていない。

手数料の額は、表3-11に示されるように幅が広いことがわかる。オランダ、英国の例のように、評価作業の所要期間によって、手数料に差が設けられていることが特徴的である。ウェブサイト等で明記されている所要時間の中で、最速なのは英国 UK NARIC の24時間であるが、これは、必要なすべての申請書類と手数料の支払が確認されてから24時間となっており、書類の発送のための時間は含まれない。

	申請カテゴリ	評価手数料	所要期間
オランダ	通常申請	123ユーロ(17,220円)	4週間(営業日ベース)
EP-Nuffic	特急申請	176ユーロ(24,640円)	2週間(営業日ベース)
フランス	通常申請	70ユーロ(9,800円)	4か月程度
ENIC-NARIC France	特急申請(48時間以内)	220ユーロ(30,800円)	48時間以内
英国	通常申請	46.00ポンド(7,820円)	10～15営業日
UK NARIC	特急申請(48時間)	160.00ポンド(27,200円)	48時間
※右記手数料は税抜額	特急申請(24時間)	210.00ポンド(35,700円)	24時間
米国	通常申請(資格評価のみ)	100米ドル(12,000円)	7日
例:WES	国際パッケージ(資格評価のみ/申請者が指定する機関への発送)	145米ドル(17,400円)	7日
オーストラリア QRP	申請資格(1～2件/3～4件/5件以上)及びオーストラリア又はニュージーランドの市民権/永住権の有無により申請カテゴリは6種類ある	最安:1～2件かつ市民権/永住権あり…295豪ドル(29,500円) 最高:5件以上かつ市民権/永住権なし…650豪ドル(65,000円)	最長3か月(特急申請の措置はない)
中国 CSCSE	通常申請	360元(7,200円)	20営業日以内

(1ポンド=170円、1ユーロ=140円、1米ドル=120円、1豪州ドル=100円、1元=20円で計算)

表3-11: 資格評価手数料の例

3-7. 評価実績と人員

各団体の資格評価実績について見ると、オランダのEP-Nufficでは、同機関内のInternational Recognition Departmentという部門がNIC (Dutch ENIC/NARIC) 業務を担っている。この部門は全体で24名のスタッフを有し、そのうち17名が資格評価者である。資格評価実績は、年間約16,000件(2014年)を数える。フランスのENIC-NARIC Franceは、組織全体で22名のスタッフを有し、そのうち12名が資格評価者である。年間約11,000件(2011年度)の評価実績をもつ。また、英国のUK NARICでは85名の資格評価者(組織全体では149名)を有し、年間約21,000件(2011年時点)の評価を実施している。当然ながら、これらの資格評価者は、資格評価の実務だけでなく、実務を裏付ける担当国の制度調査と情報集約の役割も担っている。

中国のCSCSE、米国のWESでは評価件数がさらに多い。CSCSEでは約11.4万件(2013年)を数える。CSCSEの外国資格評価部門は45名の職員で構成しているが(2014年)、申請書類の原本確認作業にあたっては、全国各省の教育委員会等の協力を得ている。WESは、米国に加えてカナダにもオフィスを構えているが(WES Canada)、両オフィスで受け付けた評価申請数の合計は約17.5万件(2014年)に上る。WESには約100名(米国約70名、カナダ約30名)の資格評価スタッフが在籍している。

4. 研修等その他の業務

諸外国のNICでは、これまで述べてきた情報提供、資格評価の業務以外にも、資格評価者に対する研修や大学間のネットワーク形成支援など、**外国資格評価業務に携わる高等教育機関等のスタッフの能力開発やコミュニティ形成の機会**を提供している。提供形態は多様で、担当者が一か所に集うイベントの企画があれば、オンライン上のコンテンツを立ち上げている例もみられる。ここではオランダと英国のNICによる活動事例を挙げる。

4-1. オランダの事例

4-1-1. ミーティングデーの開催

オランダのNICであるEP-Nuffic (Dutch ENIC/NARIC) では、オランダ国内の大学で外国資格評価に携わる実務担当者が一堂に会し、ミーティングデーが毎年開催されている。2016年2月18日に行われたミーティングデーでは、①高等教育における難民・避難民を巡る課題と解決策、②教育システムのガイダンスーシリア編、③Dutch ENIC/NARICのサービスを考える、④知識を測るための資格に関するクイズといった4つのトピックに関するワークショップが行われた⁽²⁵⁾。

4-1-2. Country Module講座の開講

EP-Nufficが作成している自国および外国の教育制度情報に関する国別資料「Country Module」(本章2-1)について、大学で外国資格評価に携わる実務担当者、海外事務所勤務者、人事担当者等を対象とした、Country Module活用法を紹介する講座が開かれている⁽²⁶⁾。EP-Nufficのオフィスで1回4時間の日程で講義と試験がオランダ語で実施される。1回あたりの受講者数は5～12名とされており、受講料は1回175ユーロとなっている。

4-2. 英国の事例

4-2-1. UK NARIC研修の開催

英国のUK NARICでは半日(3時間)のワークショップ(Half-day Training Workshops)と終日のセミナー(One-day Seminar Events)が提供されている⁽²⁷⁾。半日ワークショップでは下記に示す4つのコアテーマと国・地域別テーマが設定されており、参加費は275ポンド(税抜)となっている。

ワークショップのコアテーマ

- UK NARICのオンラインデータベースの活用
- 外国資格の評価
- UK NARICの国際比較ツール(オンラインデータベース)を用いた資格評価
- 虚偽の学位：教育詐欺との戦い

国・地域の教育制度を学ぶ専門ワークショップ

対象国・地域・・・東欧のEU加盟国、中国、英語圏アフリカ諸国、インド・パキスタン・バングラデシュ、香港・シンガポール・ベトナム・タイ、インドネシア・マレーシア・フィリピン、欧州高等教育改革(ボローニャプロセス)、南米、中東、北米、英国、欧州など

本調査プロジェクトでは、2014年6月25日から6月27日に開催された半日ワークショップに参加し、「英国の教育制度」「外国資格の評価」「UK NARICのオンラインデータベースの活用」「虚偽の学位」の4つのプログラムを受講した。各プログラムは3時間かけて行われ、15～20名程度の規模であった。参加者は高等教育機関の入学担当者のほか、留学生を受け入れている民間教育機関の職員も多く見られた。海外からは、日本の他に香港の職業教育機関やアフリカの教育機関からの参加もあった。

いずれも講義形式により、配布されたテキストと概略を示すPowerPoint資料に沿って進められた。テーマによっては実際の資格証書のサンプルを用いた模擬審査や、UK NARICのデータベースを使って問題を解く演習も行われた。どのワークショップも高等教育へアクセスする際に必要となる資格を確認する作業をもとにしているため、主に中等教育までがどのようなシステムになっているか、資格の段階と進学ルートについて焦点が当てられているのが特徴的であった。

以上の半日ワークショップのほか、UK NARICは終日のセミナーを年6回開催している。参加費は1回につき125ポンド(税抜)に設定されている。また、15名以下の小規模の出張セミナー・研修も行われている。

4-2-2. オンライン研修

UK NARICは2015年より「eTraining」と称するオンライン研修を実施している。eTrainingでは任意のトピックに関するオンライン教材(動画)を通じて、時間と場所を問わず研修を受けられるという趣向である。受講料は1モジュールにつき75ポンド(税抜)と設定されている。各モジュールでは受講開始後24時間までの任意の10時間、オンライン教材へのアクセスが可能になる。モジュールを1つ修了する目安は1時間となっている。モジュールの数は3つあり、「UK NARICのオンラインデータベースの活用」「外国資格の評価」「虚偽の学位—教育詐欺との戦い」の各入門編が開講されている⁽²⁸⁾。

5. 設置・運営の形態

リスボン認証条約ではNICの設置が義務付けられているが、その形態は各国により多様である。ここでは、同条約の批准国または署名国であるオランダ、フランス、英国、オーストラリア、米国、カナダの6か国におけるNICの設置・運営形態を取り上げる。また、アジア太平洋地域の東京条約の批准国である中国の例にも触れる。

オランダ:Dutch ENIC/NARIC (<https://www.nuffic.nl/en>)

オランダのNICであるDutch ENIC/NARICの運営は、独立非営利団体であるEP-Nufficの中のInternational Recognition Departmentという部門が担っている。EP-Nufficは、同国の外務省および教育・文化・科学省によって監督され、国の予算が充てられている。

フランス:ENIC-NARIC France (<http://www.ciep.fr/en/enic-naric-france>)

オランダの事例と同様に、フランスのNICであるENIC-NARIC FranceはCIEP (Centre International D'études Pédagogiques)という行政的公施設法人内の一部門Department of Qualification Recognitionによって運営されている。CIEPは国民教育・高等教育・研究省からの監督を受け、公的資金によって運営されている。

英国:UK NARIC (<https://www.naric.org.uk/naric/>)

UK NARICはECCTISという有限責任会社の一部門を成しており、いわば民間企業である。このECCTIS社は英国ビジネス・イノベーション・技能省(BIS)との間で業務委託契約を結び、UK NARICを運営している。

オーストラリア:QRP (<https://internationaleducation.gov.au/services-and-resources/pages/qualifications-recognition.aspx>)

オーストラリアのQRP (Qualifications Recognition Policy)は、同国教育訓練省の一部門である。国の中央官庁がNICを担っている一例である。

米国:USNEI (<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/edlite-index.html>)

米国のNICであるUSNEI (U.S. Network for Education Information)は、連邦教育省の国際オフィス内に設置されている。オーストラリアと同様、中央官庁内にNICが置かれている事例である。

カナダ:CICIC (<http://cicic.ca/>)

カナダの連邦政府には教育担当省庁はなく、各州が独立して教育行政を執っている。各州政府はCMEC (カナダ教育閣僚協議会: Council of Ministers of Education, Canada)を設立し、その内部にカナダのNICであるCICIC (Canadian Information Centre for International Credentials)が設置されている。CMECの運営資金は、各州・準州政府や中央省庁などから拠出されている⁽²⁹⁾。

中国:CSCSE (<http://www.cscse.edu.cn/default.aspx>)

CDGDC (<http://www.cdgdc.edu.cn/>)

CHESICC (<http://www.chsi.com.cn/>)

中国では、国務院学位委員会および教育部の監督の下に、中国教育部留学サービスセンター(CSCSE)、中国教育部学位・大学院教育発展センター(CDGDC)、全国高等学校学生情報諮問職業指導センター(CHESICC)の3機関が中国のNICに指定されている。CSCSEは外国の資格の認証業務、CDGDCは中国国内で授与された資格の検証、CHESICCは中国国内で取得された学歴の証明、成績の証明、中国の全国統一大学入試である高考(Gaokao)の成績証明に関する業務をそれぞれ担当する。複数の機関がNICに指定され、異なる役割を果たしながら一つのNICを形成する一例である。

以上のように、NICの設置・運営形態は、(1) 中央省庁の内部に設置、(2) 政府から独立した公的団体として設置(一機関あるいは複数機関の集合体)、(3) 民間企業との業務契約に分けられる。本章で述べたリスボン認証条約の締約国等の57のNIC調査では、ほとんどの国は(1)または(2)の形態に該当し、(3)の例は稀であった。NICが国を代表する組織と位置づけられる趣旨から、組織の設置・運営には公的性格が重視されているといえよう。

6. 資源の管理

6-1. 人的資源

外国資格の評価・認証業務に携わるスタッフの確保・養成は、NICや資格評価を担う機関にとって不可欠な要素である。資格評価者に必要とされる能力とはどのようなものであろうか。ここでは、資格評価者の要件を定める欧州のENIC-NARIC共同憲章、カナダのNICが実施した調査の結果、さらには本調査の一環として実施した諸外国のNICおよび資格認証機関へのアンケート調査・訪問調査の結果から、資格評価者に求める資質や資格を整理する。

6-1-1. ENIC-NARIC共同憲章にみるNICスタッフ像

2004年にリスボン認証条約委員会が採択した「ENIC-NARICの活動及びサービスに関する共同憲章」では、資格認証に携わる職員の要件を下記のとおり挙げている(セクションIII.1. 職員)。

<セクションIII.1. 職員>

- 高等教育資格またはそれと同等の資格を有していること
- 資格認証に関する国内外の法的枠組みの知識
- 外国資格認証の評価スキル
- 外国語の知識
- コンピュータリテラシーとITスキル

また、共同憲章ではNICの人員配置について、国の規模、高等教育機関の数、内外の学生数、資格認証の平均申請件数、情報の流れや当該NICの特性などに鑑み、必要数を配置することが望ましいとされている。

6-1-2. 資格評価者のコンピテンス

カナダのNICであるCICICは、2007年より同国で資格評価を行う職員のコンピテンスを調査し、2012年にその結果を公表した⁽³⁰⁾。カナダでは外国資格の評価者を定めた規定が州毎に異なり、各大学の職員が担当する場合もあれば、州政府直轄の専門の資格認証機関が行う場合もある。

調査結果では、資格評価者に求められるコンピテンスとして26項目が挙げられ、「評価」「情報管理」「意思疎通」「専門」「特定」の5機能に分類されている。さらに、当該コンピテンスの必要度合に応じて、【CORE】【OPTIONAL】【ADDITIONAL】の3段階の区分が設けられている(表3-12)。【CORE】コンピテンスは、すべての資格評価者に求められる資質や能力で、16項目が含まれる。【OPTIONAL】コンピテンスは、資格評価者に備わっていることが望まれる技能などを指し、「教育プログラムの比較」と「資格評価のための資料作成」の2つが挙げられている。【ADDITIONAL】コンピテンスは、各資格評価者の担当業務によって求められる多様な資質と整理されている。例えば「特定の国の教育制度への精通」や「組織の運営」といった特定の領域に関する項目が含まれる。

	1. 評価	2. 情報管理	3. 意思疎通	4. 専門	5. 特定
Core	- 証書の真正性評価 - 翻訳の正確性評価 - 先例を用いた機関ステータス評価 - 先例のない機関ステータス評価 - 先例を用いた外国資格の比較 - 先例のない外国資格の比較	- データベースの活用 - 記録と統計の管理 - 複数出典からの情報分析	- 申請者/依頼者とのやり取り - 他の専門家とのやり取り - 英語またはフランス語能力	- 専門家として倫理観のある行動 - 自己開発 - 他者の開発支援 - カスタマーサービス	
Optional	- 教育プログラムの比較	- 資格評価のための資料作成			
Additional					- 特定の国の教育制度への精通 - 特定の職業分野への精通 - 追加言語の習得 - チームの牽引 - 他者の管理 - 組織の運営 - 組織の質保証プロセスの管理 - 評価の方針と戦略の開発

表3-12: 資格評価者に求められる26のコンピテンス分類表 (CICIC調査)

6-1-3. 中国・香港・オーストラリアでの聞き取り調査からみるNICスタッフの資質

本調査において実施した、中国(CSCSE)、香港(HKCAAVQ)、オーストラリア(QRP)への訪問調査(第2章3-3)の際に、資格評価者に求める資質をたずねたところ、共通して挙げられたのは外国語(英語)能力であった。資格評価では様々な方面への確認作業が必要なため、必須の能力であるとのことであった。もう1つの共通的な要素として、教員経験の有無は問わないという点があった。それ以外の要素は機関によって考え方が異なっていた。例えば、資格評価者の国際的な留学や就業経験は、中国では重視されていたが、香港ではあった方がよい程度の認識だった。一方、香港とオーストラリアの機関で最も重視していたのは教育機関での教務事務の経験であり、とりわけ香港では現地教育機関が提供する外国の教育課程に携わった経験に重きを置いていた。また、中国とオーストラリアでは大学卒(学士または修士で、博士は必要ない)の学歴があれば専門分野を問わず採用していた(表3-13)。

中国(CSCSE)	香港(HKCAAVQ)	オーストラリア(QRP)
- 特定の外国語能力 - 外国での留学・就労経験 - 学士または修士。博士号は必要ない - 学問領域の指定はない - 研修を通じて育成	- 香港の高等教育機関で外国の教育プログラムに関わった経験 - 国際的経験は多少あったほうがよいが、必須ではない - 香港の教育システムに関する知識 - 分析能力 - 顧客サービス - コミュニケーション能力 - 細かい点への注意・配慮 - 外国語能力 - 教育機関勤務経験者を採用	- 英語能力 - 大学での勤務経験は大変有用 - 学術資格は問わない

表3-13: CSCSE、HKCAAVQ、QRPの各機関が求める資格評価者の資質

6-1-4. ENIC-NARICの各センターが求めるNICスタッフの資質

第2章で述べたリスボン認証条約の締約国等のNICを対象としたアンケート調査では、外国の資格の認証を業務とするNICが資格評価者に対して求める資質 (skills and competencies) と資格・経験 (qualifications and expertise) を記述式で尋ねた (Q16)。この設問に対しては、19か国から回答があった。

回答中、最頻出のキーワードは**外国語能力(15か国が回答)**であった(表3-14)。この中には、英語やロシア語など、特定の言語能力を指定する機関も見られた。また、**特定領域の知識(12か国)**、**調査・分析技術(11か国)**、**特定の経験(10か国)**が上位の回答であった。例えば評価担当国の教育制度や指標の知識(オーストラリア)、教育関連法規の知識(エストニア)、最低5年間の高等教育での勤務経験(エストニア)といった具体的な内容が寄せられた。

資格評価者に求められる学歴に関しては、17か国から回答があった。その内訳(表3-15)は、必須の所持学位として修士(6か国)を求める回答が最も多く、次いで学士(3か国)であった。博士を必須とした回答はなかったが、持っていた方がよい学位としては複数の国が挙げた。一方、求める資質を充たす者であれば研修や訓練により育成可能なため、特定の学歴は必要としない(オーストラリア)との意見もあった。

学習した専門分野に関して、3か国から回答があった。どの回答も、本人が担当する分野またはその関連分野での学習を必要としていた。例えば、NICができるだけ広い範囲をカバーできるよう、異なる専攻分野の学習者(ブルガリア)が求められていた。

キーワード(回答数)	例(回答者の所属国)
外国語能力(15)	少なくとも2つの言語でCEFR(Common European Framework of Reference for Languages)のC1レベル。それ未満のレベルで別の言語能力があればなおよい(ブルガリア)
特定領域の知識(12)	評価担当国の教育制度や指標の知識(オーストラリア)、教育関連法規の知識(エストニア)、高等教育の知識(スイス)、国際情勢に対する深い理解(モナコ)
調査・分析技術(11)	情報収集・活用の分析技量(アルメニア)、情報収集・調査の技術(スロベニア)
特定の経験(10)	最低5年間の高等教育での勤務経験(エストニア)、教育業界での経験があればなおよい(ウクライナ)、できれば教育分野での経験(デンマーク)
コミュニケーション(6)	対人関係構築力(ベルギーフランス語圏)
細部へのこだわり(5)	
情報の取扱い(3)	情報ははっきりと伝える能力(無記名)、コンピュータスキル(スロベニア)
興味(3)	外国の資格や教育への関心(アイルランド)
文章力(3)	
一貫性(3)	
柔軟性(2)	
その他	責任感(デンマーク)、自主性(ベルギー)

表3-14: NICの資格評価者に求められる資質や経験

(数字は回答数)	レベル記載なし	学士	修士	博士
必須	5	3	6	0
あればなおよい	0	1	1	2

表3-15: NICの資格評価者として求められる学位のレベル

6-2. 財源

6-2-1. NICの運営費

本章「5. 設置・運営の形態」で述べたように、NICの多くは公的財源が投入されている。この傾向は組織の性格に由来しており、例えば、米国のUSNEIやオーストラリアのQRPは、それぞれ米国連邦教育省、オーストラリア教育訓練省の一部門である。また、カナダのCICICは、各州の教育閣僚からなるカナダ教育閣僚協議会(CMEC)の内部に設置されている。省庁から独立した団体としては、オランダのEP-Nuffic(Dutch ENIC/NARIC)やフランスのCIEP(ENIC-NARIC France)があるが、その団体に対しては公的資金が投入されている。財源が公的資金によらない例として、英国ビジネス・イノベーション・技能省の業務委託契約を受けた有限責任会社ECCTISが運営するUK NARICがあるが、この形態は稀なケースである。

一方で、データベースの閲覧料、資格評価の申請手数料、研修参加登録料など、英国のUK NARIC以外の公的資金が投入されている機関においても、サービスの利用料を徴収する事例が見られた。

6-2-2. NIC事業発展のための公的資金活用

NICの通常運営以外にも、欧州ではNICやNIC間のネットワークの発展のために、公的資金が投入されている。

欧州委員会は、2007年以降、NARICの業務に関するプロジェクトに対して総額200万ユーロ(約2.8億円)以上を助成している(2014年11月現在)⁽³¹⁾。2014年には、8プロジェクトへ計70万ユーロ(約9,800万円)余りが配分されている。多くのケースでは、プロジェクト(ほとんどが3年以内の計画)全体予算の75%が欧州委員会によって賄われている。欧州委員会による助成プロジェクトを数例挙げる。

- 欧州全体で統一的な資格認証手順をマニュアルとしてまとめ、域内の教育大臣会合でもその功績が認められた「**EAR**」プロジェクト
正式名称: European Area of Recognition リーダー: EP-Nuffic(オランダ)
- EARプロジェクトのフォローアップとして、各大学の入学審査担当者向けのマニュアルを開発した「**EAR HEI**」プロジェクト
正式名称: The European Recognition Manual for Higher Education Institutions リーダー: EP-Nuffic
- NARICセンターの相互ピアレビューによる質保証制度を検討し、自己評価ツールの開発と試行的なピアレビューを行う「**EARN**」プロジェクト
正式名称: Evaluation and Assessment of the Role of NARICs リーダー: EP-Nuffic
- 大学の入学審査担当者を対象に、EARプロジェクトによりまとめられたマニュアルを活用して、汎欧州規模の研修制度構築を目指す「**STREAM**」プロジェクト
正式名称: The European Platform for Good Practice in Recognition of Foreign Qualifications リーダー: EP-Nuffic
- NARICが欧州の高等教育へ与えた影響を調査する「**CHARONA**」プロジェクト
正式名称: The Changing Role of NARICs リーダー: UK NARIC(英国)
- CHARONAのフォローアップとして、ENIC-NARICとステークホルダーの関係性を分析する「**CHARONA II**」プロジェクト
正式名称: The Changing Role of NARICs: Stakeholder Perspective リーダー: UK NARIC

以上のように、欧州ではNICの発展のため、政府(欧州連合)が先導的なプロジェクトに対して継続的な資金提供による支援を行っている現状がある。こうした助成プロジェクトはNIC間の連携を深め、より強固なネットワークの構築に役立っていることがうかがえる。

7. 民間企業によるサービス：米国

米国では、NICであるUSNEIは資格評価業務を行っておらず、多くの民間企業が米国と外国の資格の比較・同等性を評価するサービスを提供している。

例えば、World Education Services (WES)は、世界の教育情報の研究とともに外国の資格評価を行う非営利企業で、米国とカナダで活動している。同社は米国への留学、就職、移住希望者向けの資格評価を提供している。資格評価の希望者が必要書類をWESに提出すると、WESがその評価結果を希望する申請先(留学希望大学や就職希望企業など)へ送付するという仕組みになっている。米国・カナダ併せて年間17.5万件の評価申請を受け付け、約100名の職員がAICES⁽³²⁾と呼ばれる独自のデータベースをもとに評価を行っている。AICESには、世界約200か国の45,000の高等教育機関、21,000の資格、1,500の成績評価尺度のデータが集積されており、効率的で質の高い資格評価業務のための基盤とされている。

また、WESは国内の教育機関、雇用者、各種資格の授与団体を対象に、ワークショップやウェビナー(オンラインセミナー)などの研修、各国と米国の成績評価変換ツールの公表、月刊のニュースレター・研究報告書の提供、GPA簡易換算ツールの提供を行っている。提供される情報は、大学の留学生獲得戦略に有用なものも散見される⁽³³⁾。

また、Educational Credential Evaluators (ECE)という別の企業の例をみると、WESと同様のサービスを提供するが、ECEの特長は各大学の入学業務担当者への支援が充実している点にある。例えば、ECEの資格評価者による実地またはオンラインの研修があり、オンラインコースであれば「日本と韓国の教育制度」のように国毎に受講したいテーマを選ぶことができる。さらに、資格評価の技術をまとめた資料や各国・地域の教育制度や資格の情報をまとめた出版物が販売されている⁽³⁴⁾。

米国の国際交流推進団体であるNAFSA (National Association for Foreign Student Affairs)は、資格評価サービスの提供事業者を選択する際の参考として、厳格な加盟審査を通じてサービスの質を保証する2つの資格評価の業界団体を紹介している⁽³⁵⁾。1つはNACES (National Association of Credential Evaluation Services)で、厳格な入会審査と毎年の会員資格更新審査を通し、加盟企業の資格評価サービスの質を担保している。2014年11月現在、19の加盟企業がウェブサイト上で確認される⁽³⁶⁾。もう1つはAICE (Association of International Credential Evaluators)で、資格評価者として満たすべき7基準、資格評価で要求される6項目、資格評価書上への記載が求められる8項目が定められており、これらすべての条件を満たした機関のみが加盟できる仕組みとなっている。2014年11月現在、7社の加盟がウェブサイト上で確認されている⁽³⁷⁾。また、NAFSAは、上記2団体以外に、ATA (American Translators Association)が認証する翻訳者資格も、資格評価サービスを選ぶ際の判断材料になると紹介している。

このように、米国には外国の資格評価を行う民間企業が多数存在し、最終的な資格認証の決定権を持つ大学や企業がその結果を参考にしている。さらに、こうした民間企業が、業界団体の審査を通じて相互にサービスの質を保証するという仕組みが導入されている。NIC、民間企業、業界団体の三者が関わる、米国特有の事業モデルといえよう。

8. 各国資格評価者のネットワーキング

NIC、高等教育機関、その他機関で外国資格評価業務に携わる者への支援策として、資格評価者間のネットワーク構築が挙げられる。各国や各地域では、ENIC-NARICなどの地域条約のネットワークとは別に、資格評価者が自ら集まるネットワークが存在しており、資格評価者間で情報交換や最新動向の共有が図られている。こういった専門ネットワークが成り立っている背景には、外国資格評価に関する業務が専門化されてきていることがうかがえる。以下に、ネットワークの数例を挙げる。

NAFSA (<http://www.nafsa.org/>)

NAFSA (Association of International Educators; National Association for Foreign Student Affairs)は、1948年に、米国の大学で第2次世界大戦後に留学してきた学生を世話する職員を支援するために設立された。資格評価者に限らず、世界各国で国際的な教育に関与する会員で成り立つ。会員限定で投稿できるオンラインフォーラムの中に、外国資格評価に関するグループ「admissions and credential evaluation network」を確認することができる。

EAIE (<http://www.eaie.org/home.html>)

EAIE (European Association for International Education)は、1989年に設立された、高等教育の国際化に関連する専門知識、ネットワーク、資源を集約する欧州の組織である。非営利・会員制を敷いており、事務所はアムステルダムにある。EAIEでは毎年国際会議が開催されるほか、アカデミーと称した短期集中講座が開催されている。ここには、欧州を中心に高等教育に関わる幅広い職種のスタッフが参加し、外国資格評価関連のセミナーなども数多く行われている。例えば、2014年秋のアカデミーはハンガリーにて5日間の日程で開催され、11種類の講座が企画された。この中には、外国資格評価の課題克服講座(how to overcome the challenges of foreign credential evaluation - 2日間半)や、特定地域の資格の見聞を広げる講座(international credential evaluation: Russia, Ukraine and Belarus - 2日間)が行われた。

AACRAO (<http://www.aacrao.org/>)

AACRAO (American Association of Collegiate Registrars and Admissions Officers)は米国の機関で、1910年に設立された入学、学籍管理、学生募集を行う大学職員のコミュニティである。外国学歴評価・単位認証サービス(IES: International Education Services)を実施しており、外国の資格だけでなく大学での成績や単位について、米国制度との同等性の評価を行っている。また、「AACRAO EDGE」(Electronic Database for Global Education)と呼ばれる有料の各国教育制度情報データベースも提供する。このほか、オンライン講座、ウェビナーなどを開催している。一方、2012年にAACRAO内で結成された「Task Force on International Admission and Credential Evaluation」は、米国における外国資格評価の現状を分析し、AACRAOの在り方について提言をまとめた報告書が2014年9月に発表された。

TAICEP (<http://www.taicep.org/>)

TAICEP (The Association for International Credential Evaluation Professionals)は、外国の資格評価を職業として確立するために2013年に設立された会員制組織である。国の垣根を越え、資格評価者の世界的なネットワークの構築を目指している。活動実績は少ないが、2015年3月に初のオンラインセミナーを実施し、アフリカ・中東諸国の中等教育資格と学士号の証明書様式についての講演をオランダとスウェーデンのNIC職員が行った。また、2015年10月には初の総会がカナダで開催された。

《注》

- (1) The Committee of the Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region, *Joint ENIC/NARIC Charter of Activities and Services adopted by the Committee of the Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region*, 9 June 2004
- (2) 資格枠組とは、「学位・資格について、学習量、学習成果、能力等を指標として学習の達成水準を段階的に分類する仕組み。学習者の教育の水準を示し、学位・資格の透明性を確保することをねらいとしている。教育の質の改善・向上や、労働市場等での学位・資格の認証を意図して策定されている。資格枠組の具体例として、主に欧州各国、豪州、東南アジア各国において、国単位の枠組み（全国資格枠組：National Qualifications Framework, NQF）が策定されている。また、「欧州資格枠組」など、国単位で策定された枠組みを地域間で比較可能にする枠組みも構築されている。」（※大学改革支援・学位授与機構『高等教育に関する質保証関係用語集（第4版）』（2016年4月刊行予定）より「資格枠組」の用語解説を抜粋）

欧州の枠組み：EQF (European Qualifications Framework for Lifelong Learning)、欧州高等教育圏の資格枠組み (The Framework of Qualifications for the European Higher Education Area)がある。
http://www.ehea.info/Uploads/QF/050520_Framework_qualifications.pdf (accessed 16 February 2016).
- (3) ECCTIS Ltd. *Online information bases*.
<http://www.naric.org.uk/naric/organisations/Product%20Catalogue/Online%20Databases.aspx> (accessed 28 April 2015).
- (4) EP-Nuffic. *Foreign education systems*.
<https://www.nuffic.nl/en/diploma-recognition/foreign-education-systems> (accessed 28 April 2015).
- (5) NARIC España. *Información sobre los procesos de homologación y reconocimiento profesional en España y en otros países*.
<http://www.mecd.gob.es/servicios-al-ciudadano-mecd/catalogo/educacion/gestion-titulos/gestion-titulos-comun/naric.html> (accessed 8 December 2015).
- (6) Centro Informazioni Mbilità Equivalenze Accademiche. Cimea.
<http://www.cimea.it/index.aspx> (accessed 28 April 2015).
- (7) Department of Education and Training. *Country Education Profiles*.
<https://internationaleducation.gov.au/Services-And-Resources/services-for-organisations/Pages/Services-for-organisations.aspx> (accessed 28 April 2015).
- (8) 調査実施時点では、フランスとインドのCountry Education Profileが確認され、教育制度や質保証制度などの概要が説明されていたが、CICICのウェブサイト改編に伴いこのページは削除されている。
- (9) Government of Alberta. *Education Overview Guides*.
<http://work.alberta.ca/Immigration/12638.html> (accessed 28 April 2015).
- (10) Quality and Qualifications Ireland. *NARIC Ireland Foreign Qualifications*.
<http://qsearch.qqi.ie/WebPart/Search?searchtype=recognitions> (accessed 18 February 2016).
- (11) Asian National Information Centres. *Asian National Information Centres Coordinating Website*.
<http://www.aniccw.net/> (accessed 21 January 2016). なお、掲載国について、アジアは9か国以外の国名の掲載もあるが、情報掲載がある国は9か国となっている。
- (12) 44か国には、職業資格のみを取り扱う国（ベルギー・フランス語圏）と一部国の資格のみを取り扱う国（ベラルーシ）を含む。
- (13) EP-Nuffic. *Diploma Recognition*.
<https://www.epnuffic.nl/en/diploma-recognition> (accessed 16 June 2015).
- (14) CIEP. *ENIC-NARIC France*.
<http://www.ciep.fr/en/enic-naric-france> (accessed 16 June 2015).
- (15) ECCTIS Ltd. *Statement of Comparability*.
<https://www.naric.org.uk/naric/individuals/Compare%20Qualifications/Statement%20of%20Comparability.aspx> (accessed 15 June 2015).

(16) 高等教育機関の在学学生数および外国人留学生数の出典

オランダ : EP-Nuffic, *Key figures 2015 - Internationalisation in higher education*.

フランス : Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2015) *Higher education & Research in France, facts and figures*.

英 国 : Higher Education Statistics Agency, Free Online Statistics - Students & qualifiers.

米 国 : IPEDS Data Center - National Center for Education Statistics (2015). *Institute of International Education, Open Doors Data - 2015 "Fast Facts"*.

オーストラリア : Australian Government Department of Education and Training, *2014 Student summary*.

中 国 : 中国教育部(2014)「2013年教育统计数据」
(※中国の数値は、大学院育成機関、普通高等教育機関本科・専科、成人高等教育機関本科・専科の在学学生数の合計である。)
中国教育部(2015)「2014年全国来华留学生数据统计」

日 本 : 文部科学省(2015)「学校基本調査－平成27年度(確定値)結果の概要－」
(※日本の数値は、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程の在学学生数の合計である。)
(独)日本学生支援機構(2016)「平成27年度外国人留学生在籍状況調査結果」

(17) WES. *Get Your Education Recognized in the U.S.*

<http://www.wes.org/students/index.asp?> (accessed 30 June 2015).

(18) U.S. Department of Education. *Information for International Students and Professionals*.

<http://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-students.html> (accessed 16 June 2015).

(19) QRP. *Qualifications Recognition*.

<https://internationaleducation.gov.au/services-and-resources/pages/qualifications-recognition.aspx> (accessed 16 June 2015).

(20) CIMEA. *Database of Grading Scale Systems*.

<http://cimea.it/macclaude.aspx> (accessed 15 February 2016).

(21) GOV.UK. *Prove your knowledge of English for citizenship and settling*.

<https://www.gov.uk/english-language/overview> (accessed 15 June 2015).

(22) ISW. *IDW- Evaluation of Foreign Credentials*.

<http://www.idw.nl/start.html> (accessed 30 June 2015).

(23) 中国の高等教育における「学位証書」と「卒業証書」の違いについて・・・「中華人民共和国高等教育法」によると、中国の高等教育は、学歴教育と非学歴教育に大別される。学歴教育とは、卒業すると学歴とみなされる教育のことで、高等教育では専科(学位授与を伴わない短期の課程)、本科(日本の学士課程に相当)、大学院(原語: 研究生院)の修士(原語: 硕士)および博士教育が該当する。これらの課程を終了した場合、学歴を証明する文書(原語: 学历证书)が授与されることになっており、一般に「卒業証書」(原語: 毕业证书)が学歴を証明する文書とされている。中国では、本科以上の課程を終了後、さらに学業レベルが一定の水準に達している場合に学位が授与される。この場合、学位取得者は卒業証書と学位証書の両方が授与されている。一方、課程を終了して卒業証書を授与されていても、学位は取得していない場合もある。大学評価・学位授与機構(2013)「中国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ」, p.17.

(24) UK NARIC. *The Changing Role of NARICs (CHARONA)*.

http://www.ecctis.co.uk/naric/Contributions/_Changing%20Role%20of%20NARICs.aspx (accessed 8 December 2015).

(25) EP-Nuffic. *Meld u aan voor Ontmoetingsdag Onderwijsvergelijking*.

<https://www.epnuffic.nl/nieuws/ep-nuffic-news/meld-u-aan-voor-ontmoetingsdag-onderwijsvergelijking> (accessed 22 February 2016).

(26) EP-Nuffic. *Diplomawaardering en het gebruik van landenmodules - EP-Nuffic Academy*.

<https://www.internationalisering.nl/training/diplomawaardering-en-het-gebruik-van-landenmodules/> (accessed 28 April 2015).

(27) ECCTIS Ltd. *Training and Seminars*.

<http://www.ecctis.co.uk/naric/organisations/training/default.aspx> (accessed 7 April 2015).

(28) ECCTIS Ltd. *Information on our eTraining programme*.

<https://www.naric.org.uk/naric/organisations/users/eTraining/eTraining%20Information.aspx> (accessed 22 January 2016).

- (29) Office of the Commissioner of Lobbying of Canada. Government funding - *THE CORPORATION OF THE COUNCIL OF MINISTERS OF EDUCATION, CANADA/ LA CORPORATION DU CONSEIL DES MINISTRES DE L'ÉDUCATION, CANADA* / Louis Lizotte, Interim Director General.
<https://ocl-cal.gc.ca/app/secure/orl/lrrs/do/gvFndg?cid=14687&sMdky=1382437951252> (accessed 11 May 2015).
- (30) Canadian Information Centre for International Credentials (2012) *Competency Profile for an Academic Credential Assessor, Volume 1*.
- (31) Education, Audiovisual & Culture Executive Agency. *Lifelong Learning Programme*.
http://eacea.ec.europa.eu/llp/results_projects/selection_results_en.php (accessed 28 April 2015).
- (32) World Education Services. *WES Database*. <http://www.wes.org/ca/about/database.asp> (accessed 18 February 2016). AICESの収録項目等の詳細情報は、WESウェブサイトには非掲載。一方、WESの保有リソースの一つとして、諸外国約130か国の教育情報「WES Country Profile」(https://www.wes.org/wes_tools/index.asp)が一般公開されている。日本のCountry Profileには以下の情報が掲載。ただし、掲載情報は2004年5月が最終更新となっている。<http://www.wes.org/ca/wedb/japan/jpedov.htm> (accessed 18 February 2016).
- 国の情報(人口、地勢、公用語など)
 - 教育概要(所管官庁、財政、規模、教育制度など)
 - 各教育段階情報(初等、中等、高等教育)[高等教育:大学入学、各教育課程の修業年数、成績評価尺度など]
 - 成績比較表(米国の成績との比較)
- (33) World Education Services. *International Enrollment Solutions for Improved, Cost-Effective Admissions*.
<http://www.wes.org/educators/index.asp?> (accessed 11 May 2015).
- (34) Educational Credential Evaluators, Inc. *Resources for Evaluators*.
<https://www.ece.org/SiteMain/23/35> (accessed 20 March 2016).
- (35) NAFSA. *A Guide to Selecting a Foreign Credentials Evaluation Service*.
<http://www.nafsa.org/findresources/Default.aspx?id=8817> (accessed 11 May 2015).
- (36) National Association of Credential Evaluation Services (NACES®). *How to Find a Member*.
<http://www.naces.org/members.html> (accessed 11 May 2015).
- (37) AICE.com. *Association of International Credential Evaluators, Inc.*
<http://www.aice-eval.org/> (accessed 11 May 2015).

